

令和 2 年 度

**京都府内部統制評価報告書に係る
審査意見**

京 都 府 監 査 委 員

3 監 第 81 号
令和3年8月31日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都府監査委員	兔 本 和 久
同	北 岡 千はる
同	森 敏 行
同	小 林 裕 明

令和2年度京都府内部統制評価報告書に係る審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

令和2年度京都府内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

京都府知事が作成した内部統制評価報告書について、評価が手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査する。

3 審査の実施内容

先に策定した「内部統制評価報告書審査計画」に基づき、調査員が各部局の定期監査時に制度の運用状況を確認するとともに、監査委員会議において評価部局からの説明を聴取した上で審査を行った。

また、これまでの監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和2年度京都府内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は概ね相当であると考えられ

る。

しかしながら、令和2～3年度の定期監査において以下の事案を検出し、監査委員として指摘・注意したところであるが、これらの事案は、是正済みとして問題視されていないものや、各所属の取組報告過程においてそもそも不適切事務処理と認知されていないもので、内部統制制度の運用について改善の余地があるものと言わざるを得ない。

内部統制制度の運用においては、基礎となる定例的な点検作業の形骸化やリスクの過小評価など統制環境の弛みが起こりがちであり、より一層精度及び有効性の確保に努められ、制度の機能性の向上を図られたい。

- (1) 最大約10ヶ月に渡る月払いの支払遅延の事案については、再三の請求をした相手方の信用失墜を招くものであるとともに、毎月の支払い状況の点検という内部統制が長期間機能していなかった。
- (2) 所属長月例点検日の直後の実査で公用金庫内保管の切手現物と物品出納整理簿の残高が一致していないにもかかわらず、点検簿には問題なしとの結果が記載されている事案が複数の所属において認められ、公用金庫の月例点検という内部統制が軽視・形骸化されていた。